平成２２年（フ）第３０９５号
横浜市港南区港南２丁目８番14―603号
債務者　北澤　清志
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４４号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平２番４―408号
債務者　武井伸太郎
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３５６号
横浜市港南区港南台５丁目１番13―206号
債務者　熊西　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３６０号
神奈川県鎌倉市植木740番地５
債務者　山本　榮子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３７０号
横浜市緑区白山１丁目24番Ａ―307号
債務者　金子　主税
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８２号
神奈川県厚木市東町２番１―1903号
債務者　石井　久子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８６号
横浜市戸塚区上倉田町1581番地６　サニーハイツ102号
債務者　寺嶌　道夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８９号
横浜市鶴見区駒岡５丁目11番34号　ベルドミールⅢ301
債務者　吉田　理加（旧姓樫久保）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９２号
横浜市港北区小机町327番地
債務者　武川　　憲
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４０３号
神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目22番７号　シーサイドニチヨウ204
債務者　與良　　康
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４０８号
神奈川県綾瀬市上土棚中２丁目２番19号
債務者　永金　香里
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５３号
相模原市中央区清新５丁目８番９号
債務者　小野沢　司
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４７７号
北海道旭川市１条通２丁目1399番地　ユーハイム大谷305
債務者　藤田　忠志
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７８号
北海道旭川市忠和１条４丁目１番５号
債務者　大高さうる
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８２号
北海道旭川市錦町18丁目2152番地の７　ドゥ・プレジール103号
債務者　大橋　　綾（旧姓布市）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８５号
北海道枝幸郡枝幸町北浜町1122番地１
債務者　神成　隆子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部